

新病院建設関係

業務要求水準書目次

新病院建設関係

| | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 設計業務..... | 127 |
| 2 | 建設業務..... | 131 |
| 3 | 医療機器・備品等調達業務..... | 135 |
| 4 | 開業準備業務..... | 139 |
| 5 | 旧がんセンター解体除却業務..... | 142 |

1 設計業務

(1) 基本方針

求められる性能を達成した上で、がんセンターとして高度かつ先進的な医療を提供できる医療環境と快適な療養環境の整った施設の整備を実現すること。

なお、本業務要求水準書の各項目の記述中に特に指示・指定している場合を除き、必ずしも国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種工事標準仕様書の基準による必要はなく、本書で要求する基準を満たす限りは事業者が独自に有する仕様書の基準により工事を施工することも妨げない。

(2) 業務概要

ア 基本設計及び実施設計業務

イ 工事監理業務

(3) 業務要件

ア 基本設計及び実施設計業務

(ア) 事業者は基本協定締結後に本業務を開始する場合は、速やかに設計工程表及び実施体制表を病院事業庁に提出し、基本設計及び実施設計を行うこと。

(イ) 事業者は、設計期間中は週1回程度病院事業庁と協議し、設計業務を行うこと。

(ウ) 事業者は定期的に当該業務の進捗状況及び内容について病院事業庁に報告し、病院事業庁及びがんセンターと協議等を行った際には協議録等を作成し、保管すること。

(エ) 「横浜市建築物環境配慮制度」による、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE 横浜)でAランク以上の評価認証を取得可能な設計とすること。

(オ) 図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、病院事業庁の指示を受けなければならない。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

(カ) 病院事業庁が実施する重粒子線治療施設の整備に関して、行政手続等、事業者は病院事業庁に協力すること。

(キ) 医療法、その他の関係法令に基づく許認可申請において、病院事業庁の求めに応じて、協力を行うこと。

(ク) 法規面や周辺社会基盤施設等の諸条件については官公庁等で事前に調査の上、必ず確認すること。また、協議録等を作成し、保管すること。

(ケ) 設計図書として、以下の成果品を病院事業庁に提出し、病院事業庁の確認を受けること。

a 基本設計

- (a) 建築概要書
- (b) 電気設備概要書
- (c) 機械設備概要書
- (d) 昇降機設備概要書
- (e) 工事費概算書
- (f) 官公庁打合せ記録
- (g) その他必要図面、資料

b 実施設計

(a) 設計書類

構造計算書、設備負荷計算書、工事内訳書、官公庁打合せ録

(b) 工事内訳書

工事内訳書は工種ごととし、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。

(c) 図面（建築）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、諸室ごとの面積表、工程図、その他必要図面

(d) 図面（電気）

特記仕様書、図面リスト、屋外配線図、受変電設備図、非常用発電機設備図、幹線動力設備配線図、電灯コンセント設備配線図、弱電設備配線図、各種系統図、機器参考図、防災設備配線図、その他必要図面

(e) 図面（空調）

特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、各種系統図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、排煙設備平面図、部分詳細図、機器詳細参考図（特注品）、中央監視関係図、自動制御系統図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要図面

(f) 図面（給排水衛生）

屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階配管平面図、詳細図（便所他）、屋外設備図、その他必要図面

(g) 図面（昇降機・搬送）

昇降路平面図、昇降路断面図、その他必要図面

- (h) 完成予想透視図
- (i) 完成模型
- (j) 工事を伴う備品リスト

イ 工事監理業務

- (ア) 事業者は「建築基準法」及び「建築士法」に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に病院事業庁に工事の状況を報告すること。
- (イ) 病院事業庁が要請したときは書面等により工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での説明を行うこと。
- (ウ) 工事監理者と工事施工者は同一であってはならない。また、工事期間中は工事現場に常駐すること。
- (エ) 工事監理者は近隣対応や官公庁との協議等に関し、必要に応じて病院事業庁や工事施工者と協力して速やかに対応すること。
- (オ) 患者及び病院利用者の安全が最優先であることを十分に認識し、工事施工者に対し工事現場の安全衛生管理について助言、確認を行うこと。
- (カ) 事業者は、工事完成時には工事監理記録を整備して、現場で病院事業庁の確認を受けること。
- (キ) 病院事業庁が別途発注する第三者の行う設計・施工及び医療機器・備品等の搬入作業が、事業者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合には調整を行い、第三者の設計・施工及び医療機器・備品等の搬入に協力すること。

(4) 業務区分表

| 業務区分 | 業務内容 | | 業務担当主体 | |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------|-----|
| | | | 県 | 事業者 |
| 基本設計及び 実施設計業務 | 基本設計 | 基本設計図書の作成 | | |
| | | 基本設計図書の確認 | | |
| | 実施設計 | 実施設計図書の作成 | | |
| | | 実施設計図書の確認 | | |
| | 各種許認可申 請・取得 | 申請書類の作成 | | |
| | | 許認可申請・取得 | | |
| 関係者との調整 | 設計の実施に伴う病院事業庁及び がんセンターとの調整 | | | |
| 工事監理業務 | 工事の監理 | | | |
| | 調整業務 | 工事の実施に伴う病院事業庁及び がんセンターとの調整 | | |

凡例 : 主分担

(5) 費用区分表

| 項目 | 県 | 事業者 |
|---------|---|-----|
| 設計図書作成費 | | |
| 官公庁手数料 | | |

凡例 : 負担者

2 建設業務

(1) 基本方針

求められる性能を達成した上で、がんセンターとして高度かつ先進的な医療を提供できる医療環境と快適な療養環境の整った施設の整備を実現すること。

なお、本業務要求水準書の各項目の記述中に特に指示・指定している場合を除き、必ずしも国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種工事標準仕様書の基準による必要はなく、本書で要求する基準を満たす限りは事業者が独自に有する仕様書の基準により工事を施工することも妨げない。

(2) 業務概要

ア 工事

(ア) 造成工事

(イ) 建築工事

(ウ) 電気設備工事

(エ) 空調設備工事

(オ) 給排水衛生設備工事

(カ) 昇降機・搬送設備工事

(キ) 付帯施設工事

(ク) 駐車場整備工事

(ケ) 植栽・外構工事

(コ) 本件土地の既存工作物等解体工事

イ 各種許認可申請・取得

ウ 各種調査

エ 関係者との調整

オ 竣工後業務

(3) 業務要件

ア 事業者は各工事の現場代理人及び主任技術者を配置し、工期内に工事が完了す

るよう適切な工法を採用すること。

イ 事業者は本書で示す医療機器・備品等調達業務及び開業準備業務と十分な連携を図り、適切な時期に医療機器、備品等の設置・調整を行うこと。

ウ 病院事業庁が別途行う、病院情報システムの整備、既存施設からの医療機器や備品等の移設等、事業者が行う工事と密接な関係がある場合は、これらと十分連携を図り円滑な工事施工に努めること。

エ 事業者は文書により定期的に工事の進捗状況等について報告を行うとともに、病院事業庁が要請したときは工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。

オ 事業者は、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が近隣住民等に与える影響を最小限に抑えるとともに、合理的に要求される範囲内で近隣対応を行うものとする。また、近隣対応の事前及び事後にその内容及び結果を病院事業庁に報告するものとする。

カ 安全誘導員及び警備員の配置、工事作業員への教育並びに現場安全パトロールの実施等第三者災害防止策を徹底すること。

キ 現場での作業時間は原則として8時30分から17時までとし、土曜、日曜及び祝日は騒音及び振動のする工事は行わないこと。

ク 騒音・振動測定器を常設し、測定値を周辺に対して表示できるようにすること。

ケ 工事中の安全対策及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うこと。なお、工事中及び竣工後に新たに生じたテレビ電波障害対策を含むものとする。

コ 工事作業場所は、周囲に適切な柵・囲い等を設け範囲を明確にし、工事関係者以外の立入りを禁止するとともにその旨の表示を徹底すること。また、作業場所以外の場所、隣地及び公道等における作業は禁止し、工事作業場所内の秩序を保持させること。

サ 工事作業場所内、近隣、通行人等の第三者に対して人身事故、落下事故、火災、倒壊、資材の飛散、騒音及び振動等による被害を与えないための必要な措置を講じた後に作業をさせること。また、近隣の建物、樹木及びその他施設に対しても同様とすること。

シ 枠組足場を設ける場合は、厚生労働省制定の手すり先行工法に関するガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」に従って手すり先行足場を設置すること。

ス 関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

セ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の趣

旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用すること。

ソ 「建設業法第24条の7」の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。

タ 工事現場ではすべての工事関係者に名札を着用させること。また、主任技術者及び監理技術者は顔写真入りの名札を着用すること。

チ 建築物に関する完成検査等、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

ツ 事業者が独自に有する仕様書及び品質管理基準を用いる場合は、その用いる仕様書及び品質管理基準を病院事業庁に提出し説明するとともに、確認を受けること。

テ 病院事業庁が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。なお、病院事業庁は工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

ト 事業者は、工事完成時には施工記録を整備して、現場で病院事業庁の確認を受けること。

ナ 竣工後、事業者は、事業者独自の品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを病院事業庁に報告し、確認を受けること。

ニ 病院事業庁が別途発注する第三者の行う設計・施工及び医療機器・備品等の搬入作業が、事業者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合には調整を行い、第三者の設計・施工及び医療機器・備品等の搬入に協力すること。

ヌ 事業者は、病院事業庁の指示に従い、資材置き場の利用、駐車場の利用その他合理的に可能な範囲において、重粒子線治療施設整備工事に従事する者と協力すること。

(4) 業務区分表

| 業務区分 | 業務内容 | | 業務担当主体 | |
|------------|-----------------------------|----------|--------|-----|
| | | | 県 | 事業者 |
| 工事 | 工事施工（本件土地の既存工作物等解体を含む） | | | |
| | 電力の本件土地内引込み | | | |
| | 病院事業庁が整備する病院情報システム等の LAN 敷設 | | | |
| 各種許認可申請・取得 | 許認可申請 | 申請書類の作成 | | |
| | | 許認可申請・取得 | | |
| 各種調査 | 電波障害調査、調整、対策 | | | |
| | 周辺家屋調査 | | | |
| | 近隣住民との調整、対策 | | | |
| 関係者との調整 | 病院事業庁及びがんセンターとの調整 | | | |
| 竣工後業務 | 完成検査 | | | |
| | 完工確認 | | | |

凡例 : 主分担

(5) 費用区分表

| 項目 | 県 | 事業者 |
|------------------------------|---|-----|
| 工事施工費 | | |
| 病院事業庁が整備する病院情報システム等の LAN 敷設費 | | |
| 各種調査、調整、対策費 | | |
| 官公庁手数料 | | |
| 電力引込み費 | | |

凡例 : 負担者

3 医療機器・備品等調達業務

(1) 業務基本方針

求められる性能を達成した上で、がんセンターとして質の高い医療を提供でき、患者が充実した治療を受けられる医療機器・備品等を調達し、設置すること。

(2) 業務概要

ア 医療機器・備品等の選定業務

イ 医療機器・備品等の購入業務

ウ 医療機器・備品等の設置に伴う各種許認可申請・取得の書類作成

(3) 業務要件

ア 事業者は、各医療機器・備品等を別途協議により定める日までに指定した場所に設置し、調整を行うこと。また、事業者により完成検査を行い、病院事業庁の完工確認を受けること。

イ 医療機器・備品等の設置及び調整に当たっては関連するがんセンタースタッフや各業者との連絡・調整を十分にとり、連携を図ること。

ウ 事業者が調達する医療機器・備品等は別紙1及び2のとおりとする。なお、事業期間中の医療機器・備品等の更新は病院事業庁が行う。

エ 医療機器・備品等の設置に当たっては、建物に固定して設置する場合は、想定される地震動時において構造上安全であること。また、建物に固定して設置しない場合は、転倒防止に配慮すること。

オ 事業者が調達する備品等は、配置場所に応じた内装計画に配慮して選定を行うこと。

カ 事業者が調達する備品等は、維持管理が容易で、破損しにくいものを選定すること。

キ 調達した医療機器・備品等にはシール等を貼付し、台帳を作成すること。また、取り扱い説明書とともに、当該台帳を病院事業庁に提出すること。

(4) 要求水準

ア がんセンタースタッフの満足度が高まるような、医療機器・備品等の調達計画を作成すること。

イ 技術革新を考慮し、かつ、市場価格の調査等を行った上で、適正な価格による調達を行うこと。

(5) 業務区分表

| 業務区分 | 業務内容 | 業務担当主体 | |
|---------------------------------------|------------------------|--------|-----|
| | | 県 | 事業者 |
| 医療機器・備品等の選 定業務 | 医療機器・備品等の調達計画作成 | | |
| | 現場とのヒアリング・調整 | | |
| | 情報収集・情報提供(カタログ・技術・見積等) | | |
| | 仕様書作成 | | |
| | 医療機器・備品等の調達計画の承認 | | |
| | 医療機器・備品等の選定に関する委員会の出席 | | |
| | 医療機器・備品等の決定 | | |
| 医療機器・備品等の購 入業務 | 発注 | | |
| | 検収 | | |
| | 設置及び調整 | | |
| | 装置の試験運転 | | |
| 医療機器・備品等の設 置に伴う各種許認可 申請・取得の書類作成 | 許認可申請書類の作成等の協力 | | |
| | 許認可申請の取得 | | |
| | 必要書類の保管 | | |

凡例 : 主分担

(6) 費用区分表

| 項目 | 県 | 事業者 |
|------------------------------|---|-----|
| 医療機器・備品等の購入費（搬入費・設置費含む） | | |
| 医療機器・備品等の更新費（搬入費・設置費含む） | | |
| 当該業務に係る光熱水費 | | |
| 労務費（福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む） | | |
| 被服費（業務担当者等のユニフォーム等） | | |
| 通信費（固定電話の電話料金） | | |
| 通信費（固定電話の電話料金を除く） | | |
| 業務担当者の業務遂行上必要な諸帳票類（マニュアル等） | | |
| 業務担当者の業務遂行上必要な消耗品費（事務用品等） | | |
| 官公庁手数料 | | |

凡例 ：負担者
 ：事業者が調達し、県に所有権移転する。

4 開業準備業務

(1) 基本方針

がんセンタースタッフが医療機器や施設・設備の操作等を習熟するためのトレーニングや開業後を想定したリハーサルを行い、スムーズな新病院への移行と新病院開業後の円滑な運営を実現すること。

(2) 業務概要

- ア リハーサル計画及びトレーニング計画の作成
- イ リハーサル及びトレーニングの実施
- ウ 開業準備に伴う病院事業庁及びがんセンターとの調整

(3) 業務要件

- ア リハーサル計画及びトレーニング計画を作成する際にはがんセンタースタッフと十分協議するとともに、がんセンタースタッフや業者間の連携を密にし、十分なコミュニケーションをとりながら円滑に業務を遂行すること。
- イ 移転開業後に円滑に運営が開始でき、混乱することなく旧がんセンターから継続して医療行為が実施できるよう十分な期間をかけ、必要な回数のリハーサル及びトレーニングを実施すること。すべてのがんセンタースタッフが参加でき、十分に技術等を習得できるよう日程や実施回数を調整すること(ただし、すべてのがんセンタースタッフが一度に参加する必要はない。)。また、旧がんセンターでの医療行為等に支障がでないよう、工夫すること。
- ウ 本業務の業務責任者を配置し、リハーサル計画及びトレーニング計画の作成からがんセンタースタッフとの協議、調整及び説明会の実施並びに実際のリハーサル及びトレーニング実施まですべての進行管理を行うこと。
- エ がんセンターが実施する、病院情報システムの稼働のリハーサル及びトレーニングについても、本業務における計画作成に含め、全体の管理を行うこと。
- オ リハーサル及びトレーニングは開業前の期間を利用して、実際の新病院施設を使用して実施するほか、旧がんセンターの講堂及び会議室等での研修等を含むものとする。
- カ 開業準備の期間中は、必要最低限の清掃、保安警備、施設設備保守管理を行うこと。

(4) 業務区分表

| 業務区分 | 業務内容 | 業務担当主体 | |
|--------------------------|---|--------|-----|
| | | 県 | 事業者 |
| リハーサル計画及びトレーニング計画の立案業務 | 実施計画書の作成 | | |
| | 実施計画書の確認、承認 | | |
| リハーサル及びトレーニングの実施 | 病院施設設備、医療機器・備品等の取扱いに関する教育、訓練 | | |
| | 上記に必要なマニュアルの作成 | | |
| 開業準備に伴う病院事業庁及びがんセンターとの調整 | 病院情報システムの稼働に関するリハーサル | | |
| | 旧がんセンターから新がんセンターへの引越し (医療機器の移設、物品の搬送、患者の搬送等) | | |
| | 上記への協力 | | |

凡例 : 主分担

(5) 費用区分表

| 項目 | 県 | 事業者 |
|---|---|-----|
| リハーサル及びトレーニングの実施に係る費用 | | |
| 病院情報システムの稼働に関するリハーサルに係る費用 | | |
| 開業準備期間における、清掃、保安警備、施設維持管理に係る費用 (光熱水費は除く) | | |
| 労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費及び交通費含む) | | |
| 通信費(固定電話の電話料金) | | |
| 通信費(固定電話の電話料金を除く) | | |
| 事業者の業務遂行上必要な諸帳票類(マニュアル等) | | |
| 事業者の業務遂行上必要な消耗品費(事務用品等) | | |

凡例 : 負担者

5 旧がんセンター解体除却業務

(1) 業務基本方針

安全で環境にやさしい施工に努め、周辺施設の利用者や住民へ騒音・振動等による迷惑をかけない工事を行う。

(2) 業務概要

- ア 既存施設の解体除却工事
- イ 事前事後の周辺家屋調査
- ウ 解体除却工事に伴う整地、土留、排水設備及び土砂流出防止工事
- エ 杭等の存置構造物に係る配置図等の書類作成

【解体範囲】

(ア) 建築物

| 建物名称 | 構造等 | 面積 |
|---------|--------------|--------------------------|
| 管理・医局棟 | S造4階建 | 2,109.85 m ² |
| A棟 | SRC造10階建 | 16,518.82 m ² |
| B棟 | RC造7階建 | 7,556.25 m ² |
| 放射線治療棟 | RC造2階建 | 1,436.83 m ² |
| 研究所棟 | RC造3階建 | 2,814.75 m ² |
| 機械棟 | RC造2階建 | 1,900.73 m ² |
| 講堂棟 | RC造3階建 | 900.00 m ² |
| 渡り廊下 | 放射線治療棟と研究所棟間 | 27.00 m ² |
| 廃棄物倉庫 | 放射線治療棟 | 25.83 m ² |
| マニホールド室 | | 63.00 m ² |

(イ) 設備機器類

| 設備区分 | 主な機械名 |
|--------|--|
| 電気設備 | 高圧受電、受変電、発電機、電話交換機等 |
| 機械設備 | 吸収式冷凍機、クーリングタワー、ボイラー、空調機、パッケージ大型、パッケージ小型、ヒートポンプチリングユニット等 |
| 医療ガス設備 | 液体酸素タンク、液体笑気ポンペ、窒素ポンペ等 |
| 消火設備 | 消火ポンプ等 |

(ウ) 外構

外構舗装、囲障（塀、門扉等）埋設柵、埋設配管及び外灯、植栽等

(3) 業務要件

ア 新病院への業務移行の完了後、速やかに既存施設を解体除却し、以下に示す引渡条件を満たす状態で病院事業庁に引き渡すこと。

イ 解体除却後の土地は整地（埋め戻しを含む）・砂利敷きし、周辺に立入防止柵を設置した状態で引き渡すこと。埋め戻しに使用する再生砕石等は神奈川県が示す「コンクリート塊等処分指定工場登録名簿」に記載の処理工場から購入することとし、敷地内でのコンクリート塊等の再生作業及び使用は行わないこととする。

ウ 建築物を解体する場合には、基礎、杭及び底版は存置すること。また建物の一部が土留めとして利用されている場合は、その部分を存置し、土砂流出が生じないようにすること。

基礎とは基礎梁及び基礎フーチングを示す。

エ RI管理区域の解体時は法令等に基づくこと。また、発生した放射性廃棄物は所定の容器により集積し、病院事業庁に引き渡すこと。

オ 事業者は、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が近隣住民等に与える影響を最小限に抑えるとともに、合理的に要求される範囲内で近隣対応を行うものとする。また、近隣対応の事前及び事後にその内容及び結果を病院事業庁に報告するものとする。

カ 関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

キ 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」の最新版に従い行うこと。

ク 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等及び

排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用すること。

ケ すでに判明しているアスベスト についてはその除去を行うこと。ただし、除去建物から新たにアスベスト建材を発見した場合は、速やかに病院事業庁に報告すること。また、「大気汚染防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき横浜市に報告すること（吹付けアスベストは約 90 m²であり、既に封じ込めは完了している。）

コ 除却建物から PCB 使用電気機器（高圧トランス・コンデンサ・蛍光灯安定器等）を発見した場合は、速やかに病院事業庁に報告すること。また、これらの機器等は敷地内の安全な保管場所に一時保管し、病院事業庁へ発生材として返納すること。

サ 現場での作業時間は原則として 8 時 30 分から 17 時までとし、土曜、日曜及び祝日は騒音・振動の出る工事は行わないこと。

シ 騒音・振動測定器を常設し、測定値を周辺に対して表示できるようにすること。

ス 枠組足場を設ける場合は、厚生労働省制定の手すり先行工法に関するガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」により、手すり先行足場を設置すること。

セ 事前事後に周辺家屋影響調査を行い、その結果を病院事業庁に報告し、必要な調整、対策を行うこと。

ソ 「建設業法第 24 条の 7」の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。

タ 工事現場ではすべての工事関係者に名札を着用させること。また、主任技術者及び監理技術者は顔写真入りの名札を着用すること。

(4) 業務区分表

| 業務区分 | 業務内容 | 業務担当主体 | |
|---|----------------------|--------|-----|
| | | 県 | 事業者 |
| 既存施設の解体除却 工事 | 既存施設の解体・除却 | | |
| | 解体除却物の処分 | | |
| 事前事後の周辺家屋 調査 | 周辺家屋調査 | | |
| | 近隣住民との調整、対策 | | |
| 解体除却工事に伴う 整地、土留、排水設備 及び土砂流出防止工 事 | 整地・土留め排水設備及び土砂流出防止工事 | | |
| 杭等の存置構造物に 係る配置図等の書類 作成 | 存置構造物に係る配置図等の書類作成 | | |
| 土壌汚染調査 | 土壌汚染調査 | | |
| 有害物質調査 | 有害物質の調査 | | |
| | 有害物質の除却・処分 | | |

凡例 : 主分担

(5) 費用区分表

| 項目 | 県 | 事業者 |
|----------------|---|-----|
| 既存施設の解体・除却費 | | |
| 解体除却物の処分費 | | |
| 周辺家屋調査、調整、対策費 | | |
| 土壌汚染調査費 | | |
| 有害物質の調査・除却・処分費 | | |

凡例 : 負担者

別紙 1 調達する医療機器リスト

| 仕様書 No | 部門 | 室名 | 名称 | 台数・式 |
|--------|--------------|-------------------------|-----------------------|------|
| 1 | 内視鏡部門 | 内視鏡検査室 | 内視鏡ビデオスコープシステム | 1 |
| 2 | 内視鏡部門 | 内視鏡検査室(共用) | 超音波内視鏡システム | 1 |
| 3-1 | 手術部門 | 手術室(共用) | 内視鏡下手術システム | 1 |
| 3-2 | 手術部門 | 手術室(共用) | 内視鏡下手術システム | 1 |
| 4 | 放射線部門 | 乳房線露室1 | 乳房X線露装置 | 1 |
| 5 | 放射線部門 | 内視鏡X線TV室 | 多目的デジタルX線TV装置(FPD搭載) | 1 |
| 6 | 放射線部門 | CT室1 | 全身用コンピュータ断層露装置 | 1 |
| 7 | 放射線部門 | CT室2 | 全身用コンピュータ断層露装置(IVR対応) | 1 |
| 8 | 放射線部門 | MRI室1 | 3T超伝導磁気共鳴画像露装置システム | 1 |
| 9 | 放射線部門 | MRI室2 | 1.5T超伝導磁気共鳴画像露装置システム | 1 |
| 10 | 放射線部門 | リニアック室3 CT・X線シミュレータ室 | 高精度放射線治療システム | 1 |
| 11 | 放射線部門 | 治療計画室 | 放射線治療計画装置 | 1 |
| 12 | 放射線部門 | ラルス室 | ラルス用CTシミュレータ | 1 |
| 13 | 放射線部門 | シンチカメラ室(SPECT)3 | シンチレーションカメラシステム | 1 |
| 14 | 臨床検査部門 | 薬剤処理室 | 生検対応迅速自動固定包埋装置 | 1 |
| 15 | 臨床検査部門 | 病原菌検査室 | 感染防止型顕微鏡台 | 1 |
| 16 | 臨床検査部門 | 血管超音波検査室・脳波室 | 心臓・血管超音波露装置 | 1 |
| 17 | 臨床検査部門 | 腫瘍分子検査室(分子生物検査室) | 遺伝子解析装置(シークエンサー) | 1 |
| 18 | 放射線部門 | ハントモ露室 | ハントモ露装置 | 1 |
| 19 | 一般病棟A | 作業室 | 自動尿測定装置 | 1 |
| | 一般病棟B | 作業室 | 自動尿測定装置 | 1 |
| | 一般病棟C | 作業室 | 自動尿測定装置 | 1 |
| | 一般病棟D | 作業室 | 自動尿測定装置 | 1 |
| | 一般病棟E | 作業室 | 自動尿測定装置 | 1 |
| | 一般病棟F | 作業室 | 自動尿測定装置 | 1 |
| | 短期専携・RI病棟 | 作業室 | 自動尿測定装置 | 1 |
| 20 | 無菌病棟 | 各個室 作業室 | 自動尿測定装置 | 1 |
| 21 | 外来部門、外来化学療法室 | 処置室、外来化学療法室 | 除腫器 | 3 |

上記仕様書 No は、添付資料 12「調達する医療機器仕様書」を参照すること。

別紙 2 調達する備品等リスト

| 仕様書 No | 部門 | 室名 | 名称 | 台数 |
|--------|---------------|-------------|---------------------|-----|
| 1 | 管理部門 | 更衣室(県職員、男性) | 更衣ロッカー(ダイヤル錠タイプ)3人用 | 70 |
| 1 | 管理部門 | 更衣室(県職員、女性) | 更衣ロッカー(ダイヤル錠タイプ)3人用 | 200 |
| 2 | 外来部門 | 診察室 | 診察用デスク(ラウンドタイプ) | 64 |
| 3 | 外来部門 | 診察室 | 診察台 | 36 |
| 2 | 外来部門 | 診察室 | 患者用椅子(アジャスター付) | 64 |
| 2 | 外来部門 | 診察室 | 医師用椅子(サークル肘付きチェア) | 64 |
| 4 | 外来部門 | 待合室 | 待合い用椅子(3人掛け) | 110 |
| 4 | 外来化学療法室 | 外来化学療法室 | 待合い用椅子(3人掛け) | 16 |
| 5 | 管理部門 | 医局 | 机+引き出しワゴン | 130 |
| 5 | 管理部門 | 医局 | デスクトップパネル | 65 |
| 5 | 管理部門 | 医局 | ファイルキャビネット | 130 |
| 4 | 患者支援センター | 待合室 | 待合い用椅子(3人掛け) | 33 |
| 6 | 患者支援センター | 待合室 | 記載台 | 2 |
| 6 | 患者支援センター | 待合室 | 記載台(車いす対応) | 2 |
| 7 | 患者支援センター | 相談個室 | テーブル(木目調) | 6 |
| 7 | 患者支援センター | 相談個室 | 椅子(肘付き・木目調) | 24 |
| 8 | 患者支援センター | 情報コーナー | 丸テーブル | 2 |
| 8 | 患者支援センター | 情報コーナー | 椅子 | 8 |
| 8 | 患者支援センター | 情報コーナー | 閲覧テーブル(6人) | 3 |
| 8 | 患者支援センター | 情報コーナー | 椅子 | 18 |
| 7 | 一般/短期連携・RI 病棟 | 面談室 | テーブル(木目調) | 13 |
| 7 | 一般/短期連携・RI 病棟 | 面談室 | 椅子(肘付き・木目調) | 52 |
| 7 | 無菌病棟 | 面談室 | テーブル(木目調) | 2 |
| 7 | 無菌病棟 | 面談室 | 椅子(肘付き・木目調) | 8 |
| 7 | 緩和ケア病棟 | 面談室 | テーブル(木目調) | 1 |
| 7 | 緩和ケア病棟 | 面談室 | 椅子(肘付き・木目調) | 4 |
| 7 | ICU・HCU病棟 | 面談室 | テーブル(木目調) | 1 |
| 7 | ICU・HCU病棟 | 面談室 | 椅子(肘付き・木目調) | 4 |
| 9 | 一般/短期連携・RI 病棟 | デイルーム | テーブル(アジャスター式、木調) | 15 |
| 9 | 一般/短期連携・RI 病棟 | デイルーム | 椅子 | 60 |
| 9 | 無菌病棟 | デイルーム | テーブル(アジャスター式、木調) | 2 |
| 9 | 無菌病棟 | デイルーム | 椅子 | 8 |
| 9 | 緩和ケア病棟 | デイルーム | テーブル(アジャスター式、木調) | 4 |
| 9 | 緩和ケア病棟 | デイルーム | 椅子 | 16 |

上記仕様書 No は、添付資料 13「調達する備品仕様書」を参照すること。